

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	徳島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令、及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届（または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿）の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14届書の送付又は再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1. 被保険者住基報告:被保険者の住所、氏名変更や死亡に関する情報を報告する。 2. 被保険者資格報告:被保険者の資格取得・喪失届を報告する。 3. 保険料届出報告:付加や任意加入の届けの報告、免除等申請者、配偶者および世帯主の所得を報告する。 4. 裁定請求受付:裁定請求を受付処理を行う。 5. 所得情報提供:提供依頼のあった年金生活者支援給付金対象者の所得情報を提供する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 社会保障系システム、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ ）

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通基盤システム
----------	----------

②システムの機能	1. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務総合情報の照会を行う。 2. 宛名管理機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの宛名管理を行う。 (注) 国民年金事務の特定個人情報に関する機能のみ記載。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ）	
システム3		
①システムの名称	ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ	
②システムの機能	ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージを利用する。 オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service(S3)」を利用する。 国民年金業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする情報を相互に共有する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （共通基盤システム）	
システム4		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名		
国民年金関連情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、47条、68条の2	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民年金関連情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	徳島市に在住及び過去に在住していた国民年金第1号及び第3号被保険者本人、またはその配偶者および世帯主、または徳島市に在住している老齢福祉年金及び基礎年金受給者本人とその扶養義務者またはその世帯員。	
その必要性	被保険者資格については本人のみの情報提供。保険料免除等の審査については本人とその配偶者および世帯主の所得情報提供。老齢福祉年金の支給可否については本人とその扶養義務者の所得情報提供。年金生活者支援給付金の支給可否については本人とその世帯員の所得情報提供。	
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報(基礎年金番号):対象者を正確に特定するために保有 ・5情報及び連絡先:①資格管理に際し住所等を確認するため、②本人への連絡等のために保有 ・地方税関係情報及びその他住民票関係情報:保険料免除審査用、老齢福祉年金の受給判定用、年金生活者支援給付金の支給判定用に日本年金機構に送付するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:法定免除非該当による資格喪失処理のために保有 ・年金関係情報:対象者の受給権確保(年金相談)に活用するため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (住民課、市民税課、生活福祉第一課・第二課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		個人番号による本人確認及び基礎年金番号との紐付けを行い、年金相談、免除等の受付に使用。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 保険年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2 現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 届書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14届書の送付又は再提出
情報の突合		被保険者資格に関する情報は日本年金機構から送付される処理結果一覧と記録突合を行う。 受給者に関する情報は突合しない。(結果保存のみ)
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
国民年金システム等の保守運用業務	
①委託内容	
国民年金システム等の保守運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社 日立システムズ 四国支社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託先の会社名・所在地・業務内容・管理方法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾している。	
ハードウェア、ソフトウェアの保守業務	
委託事項2～5	
委託事項2	
共通基盤システムの維持運用業務	
①委託内容	
共通基盤システムの維持運用業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
テック情報株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2
②提供先における用途	・被保険者異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査及び決定 ・裁定請求の審査及び決定
③提供する情報	・被保険者の異動に関する情報 ・保険料免除申請等に係る世帯所得情報 ・裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者にかかる異動があった者 ・免除申請があった者 ・裁定請求を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	週1回
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	徳島市 高齢介護課
①法令上の根拠	①②徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第2項
②移転先における用途	①福祉の措置に関する事務 ②保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	徳島市 生活福祉第一課・第二課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項
②移転先における用途	生活保護に関する事務
③移転する情報	国民年金被保険者の資格及び支給に関する情報

④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	徳島市 住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11号
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務
③移転する情報	国民年金被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民年金被保険者であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。 【ガバメントクラウドにおける措置】 1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
情報の原簿保管者は厚生労働大臣(日本年金機構)となっており、市町村では保管しない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民年金情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.提出元ID市区町村コード、39.媒体通番、40.媒体分割通番、41.基礎年金番号、42.履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.文字列型予備項目1、52.レコード区分、53.所得情報氏名カナ、54.所得情報氏名漢字、55.性別コード、56.郵便番号、57.所得情報住所カナ、58.所得情報住所漢字、59.種別コード1、60.電話番号1、61.種別コード2、62.電話番号2、63.存在有無コード、64.所得情報被保険者所得、65.所得情報控除後被保険者所得、66.所得情報配偶者所得、67.所得情報控除後配偶者所得、68.所得情報世帯主所得、69.所得情報控除後世帯主所得、70.継続審査該当、71.本人障害者寡婦、72.所得情報本人配偶扶養数、73.所得情報本人老人配偶扶養数、74.所得情報本人特定扶養親族数、75.配偶者障害者寡婦、76.所得情報配偶者配偶扶養数、77.所得情報配偶者老人配偶扶養数、78.所得情報配偶者特定扶養親族数、79.世帯主障害者寡婦、80.所得情報世帯主配偶扶養数、81.所得情報世帯主老人配偶扶養数、82.所得情報世帯主特定扶養親族数、83.未特定理由コード、84.免除基準、85.猶予基準、86.学特基準、87.予備100、88.世帯番号、89.修正済フラグ、90.配偶者個人番号、91.世帯主個人番号、92.サブ履歴番号、93.年金連番、94.資格記号区分コード、95.開始終了区分コード、96.年金異動事由コード、97.年金種別コード、98.得喪異動理由コード、99.異動年月日、100.届出年月日、101.取得最新年金記号フラグ、102.喪失最新年金記号フラグ、103.付加開始最新年金記号フラグ、104.付加終了最新年金記号フラグ、105.免除開始最新フラグ、106.免除終了最新年金記号フラグ、107.不在開始最新年金記号フラグ、108.不在終了最新年金記号フラグ、109.異動予定年金記号フラグ、110.異動メモ、111.資格有無区分、112.年金現況区分コード、113.年金種別内容、114.年金資格記録区分、115.資格記録区分名称、116.取得日、117.喪失日、118.n2号登録年金記号フラグ、119.受給登録年金記号フラグ、120.メモ登録有無フラグ、121.受給者番号1、122.受給者番号2、123.受給者番号3、124.受給者番号4、125.受給者番号5、126.受給区分1、127.受給区分2、128.受給区分3、129.受給区分4、130.受給区分5

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	当評価対象システムからは国民年金関連情報ファイルのみアクセスでき、国民年金関連業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	評価対象システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワード認証及び生体認証による認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止。 ・特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 ・特定個人情報提供の禁止。 ・情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。 ・特定個人情報の取り扱いについて検証し報告する。 ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託の原則禁止。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1 委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。 2 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で移転できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の移転を行う。 ・また、個人情報保護の研修（年1回）を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分にしていない	2) 十分にしている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラを設置している。 ④不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウィルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。 ⑤不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 (物理的措置) 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的措置) 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【徳島市における措置(特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク)】 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ・各届書は、全て日本年金機構に書留郵便にて送付しており、市での保管は行わない。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	【徳島市における措置】 ①職員に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)變更箇所

[illegible]